

環境アセスメントに係るお知らせ

令和2年6月29日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「**(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業」 に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧**を次のとおり行います。

# 類	に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧 を次のとおり行います。			
指定開発行為の施行期間 着工予定:令和3年12月 完了予定:令和12年1月 期間:令和2年6月29日(月)~令和2年8月12日(水) 土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4土4年前8時30分~午後0時30分も縦覧を行います。また、上記期間中、2一ムページにて当該条例準備書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・21:2-1-0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1-0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0	指定開発行為者		注開発行為者	
#定門発行為の施行期間 着工予定:令和3年12月 完了予定:令和12年1月 期間:令和2年6月29日(月)~令和2年8月12日(水) 土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4上4年前8時30分~午後0時30分も縦覧を行います。また、上記期間中、7一点ページにて当該条例準備書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・212-10-00-00-00-01.htr 川崎市:宮前区役所及び環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階) 午前8時30分から午後5時まで 横浜市・青葉区役所及び環境局環境評価室(市役所第3庁舎3階) 午前8時30分から午後5時まで 当該条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環評価に関する条例(以下「たな条例」という。)第21条第1項の規定に基づき、おり意見書を提出することができます。 1 意見書を提出できる方環境の保全の見地から御意見がある方 2 意見書を提出することができます。 1 意見書を提出できる方環境の保全の見地から御意見をお書きください。 2 意見書を記載していただく内容条例準備書に記載された、環境影響評価項目ごとの調査・予測・評価又はその全上の措置等について、具体的かつ明瞭に意見をお書きください。なお、この意見書は川崎市に対する創意見や御質問を受けるものではありませ御注意ください。 3 提出された意見書の取扱い (1) 御提出いただいた意見書は、定見とそに対する見解を記載した資料を作市に提出します。市は、これを環境影響評価審議会に提出するともに、条例見解書に記載され、市はこれを環境影響評価審議会に提出するとともに、条例見解書に記載され、市はこれを環境影響評価審議会に提出するとともに、条例見解書に記載され、市はこれを経覧します。 (3) 条例準備書に対する意見の概要と見解は、指定開発行為者(事業者)が作成例見解書に記載され、市はこれを経覧します。 (4) 記載していただいた意見書の仕分け業務を、外部委託する場合があります。 (5) 例提出いただいた意見書の仕分け業務を、外部委託する場合があります。	指定開発行為の名称		発行為の名称 (仮称)鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業	
指定開発行為の施行期間 着工予定:令和3年12月 完了予定:令和12年1月 期間:令和2年6月29日(月)~令和2年8月12日(水) 土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4土4年前8時30分~午後0時30分も縦覧を行います。また、上記期間中、2一ムページにて当該条例準備書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・21:2-1-0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1-0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0	指定開発行為の種類	一卷 二		
指定開発行為の施行期間 着工予定:令和3年12月 完了予定:令和12年1月 期間:令和2年6月29日(月)~令和2年8月12日(水) 土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4土4年前8時30分~午後0時30分も縦覧を行います。また、上記期間中、2一ムページにて当該条例準備書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・21:2-1-0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1-0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・0・0・1.http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2-12-1・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0		為一排	デ為を実施する区域 川崎市宮前区鷺沼三丁目1番2外	
指定開発行為の施行期間 着工予定:令和3年12月 完了予定:令和12年1月 期間:令和2年6月12日(水) 土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4 土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4 土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4 土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4 土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4 土地、一点、一点、一点、一点、一点、一点、一点、一点、一点、一点、一点、上記期間中、一点、一点、一点、上記期間中、三点、大型場所及び時間 一年前8時30分から年後6時まで、一時8時30分から午後5時まで、一時8時30分から午後5時まで、一時8時30分から午後5時まで、一時8時30分から午後5時まで、一時8時45分から午後5時まで、当該条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環評価に関する条例(以下「たな条例」という。第21条第1項の規定に基づき、おり意見書を提出することができます。 1 意見書を提出することができます。 1 意見書を提出することができます。 1 意見書を提出することができます。 1 意見書を提出することができます。 1 意見書を記載していただく内容、条例準備書に記載された、環境影響評価項目ごとの調査・予測・評価又はその者との措置等について、具体的かつ明瞭に意見をお書きください。 3 提出された意見書の即扱い (1) 御提出いただいた意見書は、「たく条例第21条第2項の規定に基づき、個人代でてその写しを指定開発行為者(事業者)に送付します。 (2) 指定開発行為者(事業者)に送付します。 (3) 条例準備書に記載され、市はこれを環境影響評価審議会に提出するとともに、条例見解書に記載され、市はこれを経境に基づき厳重に保護・管理します。 (4) 記載していただいた意見書の仕労は業務を、外部委託する場合があります。 (5) 例提出いただいた意見書の仕分け業務を、外部委託する場合があります。 (5) 例提出いただいた意見書の仕分け業務を、外部委託する場合があります。	指定開発行為の目的		発行為の目的 商業施設、業務等施設、集合住宅の新設及び交通広場の拡充	
# 間:令和2年6月29日(月)~令和2年8月12日(水) 土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4土時午前8時30分~午後0時30分も縦覧を行います。また、上記期間中、2一ムページにて当該条例準備書の内容を御覧になれます。http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・0・0・0・http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・付養にであり、まままでであり、分別では、おきまでであり、またでは、第2を見上のよりには、第2・第2・第2・第2・第2・第2・第2・第2・第2・第2・第2・第2・第2・第	指定開発行為の内容	14	建設敷地面積:約 14,850 ㎡(駅前街区約 11,170 ㎡、北街区約 3,680 ㎡)	
# 上曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4上午前8時30分~午後0時30分も縦覧を行います。また、上記期間中、一人一次にでは該条例準備書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・0・1 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・0・1 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・0・1 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・0・1 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・0・0・1 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・0・0・1 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・1 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29・2・12・1・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・0・		扌	着行為の施行期間 着工予定:令和3年12月 完了予定:令和12年1月	
# 2	縦覧期間		#	
評価に関する条例(以下「7セス条例」という。)第21条第1項の規定に基づき、おり意見書を提出することができます。 1 意見書を提出できる方 環境の保全の見地からの御意見がある方 2 意見書に記載していただく内容 条例準備書に記載された、環境影響評価項目ごとの調査・予測・評価又はその全上の措置等について、具体的かつ明瞭に意見をお書きください。なお、この意見書は川崎市に対する御意見や御質問を受けるものではありませ御注意ください。 3 提出された意見書の取扱い (1) 御提出いただいた意見書は、7セス条例第21条第2項の規定に基づき、個人伏せてその写しを指定開発行為者(事業者)に送付します。 (2) 指定開発行為者(事業者)に送付します。 (2) 指定開発行為者(事業者)に送付します。 (2) 指定開発行為者(事業者)に送付します。 (3) 条例準備書に対する意見を記載した資料を作市に提出します。市は、これを環境影響評価審議会に提出するとともに、条例を作成する際に考慮します。 (3) 条例準備書に対する意見の概要と見解は、指定開発行為者(事業者)が作成例見解書に記載され、市はこれを縦覧します。 (4) 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利す。個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。 (5) 御提出いただいた意見書の仕分け業務を、外部委託する場合があります。 4 意見書の提出方法 下記提出先まで郵送又は持参により御提出をお願いします。	縦覧場所及び時間		年前8時30分から午後5時まで 横浜市:青葉区役所及び市民情報センター(横浜市役所新庁舎3階)	
また、本市ホームページからも御提出いただけます。 https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4676 5 意見書を提出できる期間 条例準備書の縦覧期間中(郵送の場合は、令和2年8月12日の消印有効) 意見書の提出先 川崎市環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地	意見書の提出について	従覧こ系るや 印つせ	評価に関する条例(以下「アセス条例」という。)第21条第1項の規定に基づき、次のと おり意見書を提出することができます。 1 意見書を提出できる方 環境の保全の見地からの御意見がある方 2 意見書に配載していただく内容 条例準備書に記載された、環境影響評価項目ごとの調査・予測・評価又はその環境保 全上の措置等について、具体的かつ明瞭に意見をお書きください。 なお、この意見書は川崎市に対する御意見や御質問を受けるものではありませんので 御注意ください。 3 提出された意見書の取扱い (1) 御提出いただいた意見書は、アセス条例第21条第2項の規定に基づき、個人情報を 伏せてその写しを指定開発行為者(事業者)に送付します。 (2) 指定開発行為者(事業者)は、意見とそれに対する見解を記載した資料を作成し、 市に提出します。市は、これを環境影響評価審議会に提出するとともに、条例審査書を作成する際に考慮します。 (3) 条例準備書に対する意見の概要と見解は、指定開発行為者(事業者)が作成する条例見解書に記載され、市はこれを縦覧します。 (4) 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。 (5) 御提出いただいた意見書の仕分け業務を、外部委託する場合があります。 4 意見書の提出方法 下記提出先まで郵送又は持参により御提出をお願いします。 また、本市ホームページからも御提出いただけます。 https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4676 5 意見書を提出できる期間 条例準備書の縦管期間中(郵送の場合は、令和2年8月12日の消印有効) 意見書の提出先 川崎市環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)	
川崎市環境局環境評価室 間 合 せ 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地	問合せ先		川崎市環境局環境評価室	